

転出証明書の郵送請求書

() 都 道 府 県 () 市 区 町 村 長 あて

下記のとおり転出します（転出しました）ので、転出証明書を郵送してください

記入日	令和 年 月 日	※請求には本人確認書類の同封が必要です その他請求方法の詳細は裏面をご覧ください	
申請者	住民票のある住所	※送付先は原則として請求者の旧または新住所地になりますが、異なる場合は理由と送付先を下記の連絡欄にご記入ください 都 道 府 県	
	フリガナ	※自署の場合は押印不要	生 年 月 日 (大・昭・平・令)
	氏 名	印	年 月 日
	電 話 (連絡先)	※必要に応じて、市民課または関係課からご連絡をさせていただく場合がありますので、平日8:30~17:00の間に連絡がとれる電話番号をご記入ください (自宅) - - (勤務先・携帯等) - -	

異動する人・場所	① 今までの住所 (旧住所)	都 道 府 県 ※アパート名、部屋番号も省略せずに記入してください			
		世帯主名			
	異動する人	※申請者本人も含めて、今回異動（転出）する人全員の氏名を記入してください			
			マイナンバーカード 有・無		マイナンバーカード 有・無
			マイナンバーカード 有・無		マイナンバーカード 有・無
		マイナンバーカード 有・無		マイナンバーカード 有・無	
	異動年月日	令和 年 月 日	〔新しい住所に住み始めた日、または新しい住所に住み始める予定日を記入してください〕		
② これからの住所 (新住所)	都 道 府 県 ※アパート名、部屋番号も省略せずに記入してください				
	世帯主名				

連絡欄	送付先	※右の記号に○をするか、その他の場合は下記に送付先を記入してください ア. ①と同じ イ. ②と同じ (〒 -) 都 道 府 県 ※アパート名、部屋番号も省略せずに記入してください		
	備考 (送付先変更理由等)			

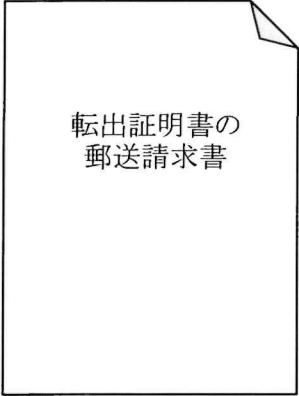

※請求には本人確認書類の同封が必要です。その他請求方法の詳細は裏面をご覧ください

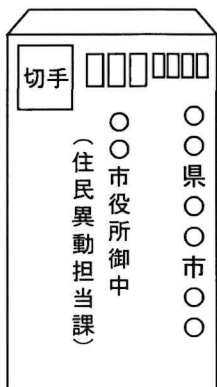
※届出の際は、このページを添付される必要はありません。

《 郵便での転出証明書の請求方法(郵送による転出届の方法) 》

①～③を同封し、転出前の住所地の市区町村役場まで郵送してください。

郵送による転出届は、原則転出する本人による手続きになります。代理人が手続きされる場合は、事前にお問い合わせのうえ転出証明書を請求してください。

<p>①郵送交付請求書</p>  <p>裏面の様式をご利用ください。</p> <p>必要に応じてご連絡をさせていただく場合がありますので、平日8:30～17:00の間に連絡がとれる電話番号を必ずご記入ください。連絡がつかないと、返送が遅れる場合があります。</p>	<p>②切手を貼った自分宛ての返信用封筒</p>  <p>返信先の宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒を用意してください。</p> <p>お急ぎの場合は、速達料金分の切手も貼ってください。</p> <p>※特例転出(別紙参照)を希望される場合や、転出先が国外の場合は、返信用封筒は必要ありません。</p>	<p>異動年月日とは</p> <p>異動年月日とは下記の日になります</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に新しい住所に住んでいる人 新しい住所に住み始めた日 ○まだ新しい住所に住んでいない人 新しい住所に住み始める予定日 <p>※異動年月日は旧住所地を出る(出た)日ではありません</p> <p>転入先が変更になった場合</p> <p>転入先(新しい住所)が、転出証明書に書いてある予定の住所から変更になった場合でも、転出届をやり直す必要はありません。</p> <p>実際にお住まいになる市区町村に転出証明書をそのまま提出してください。</p>
<p>③本人確認書類のコピー(ア、イ、ウから選択した書類のコピー)</p>		
<p>ア:A群から1つ A イ:B群から2つ B + B ウ:B群とC群から1つずつ B + C</p>		
<p>A群</p> <p>【運転免許証】【パスポート】 【マイナンバーカード】【船員手帳】 【顔写真付きの住民基本台帳カード】 【在留カード】【特別永住者証明書】 【療育手帳】【身体障害者手帳】 【官公署が発行した顔写真付きの身分証明書】</p>	<p>B群</p> <p>《顔写真なしの住民基本台帳カード》 《年金証書》《年金手帳》 《健康保険証》《母子健康手帳》 《後期高齢者医療被保険者証》 《介護保険証》《生活保護受給者証》</p>	<p>C群</p> <p>『学生証』『本人名義の預金通帳』 『病院の診療証』『TASPO』 『民間企業の社員証』 『法人が発行した身分証』</p>



宗像市から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に**住み始めてから14日以内**に、新住所地で転入届の手続きをしてください。
(正当な理由がなく、14日以内に転入届をしないと、住民基本台帳法第51条の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。)

●この案内書についての問い合わせ先

〒811-3492

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市役所 市民課

☎ : 0940-36-1126(直通)

FAX : 0940-34-2003

URL : <http://www.city.munakata.fukuoka.jp/>

E-mail : simin@city.munakata.lg.jp

※届出の際は、このページを添付される必要はありません。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転入手続きが行える転出届の特例となります。紙の転出証明書をいままでの住所地から郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手続きを行うことができます。

- 特例転出を希望された方は、担当者から処理完了の連絡を受けた後、カードを持参のうえ転入手続きを行なってください。(カードを持参しなければ、転入手続きができません)
- 転入届の際に暗証番号(4ケタの数字)の入力が必要になります。
- 次の期間を過ぎて転入手続きを行う場合、ご注意ください。

・すでに新しい住所にお住まいの方

転入日(新しい住所に住み始めた日)から 14 日を過ぎると、カードを利用しての転入手続き及びカードの継続利用ができなくなる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

・これから新しい住所に住み始める方

転出予定日(新しい住所に住み始める予定の日)から 60 日を過ぎると、カードを利用しての転入手続きができなくなります。また、転出予定日から 30 日を過ぎると、カードの継続利用ができなくなる場合があるため、新しい住所の市区町村へお問い合わせください。

○カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、紙の転出証明書を発行いたします。

○手続きには、新しい住所の市区町村で次のカードのいずれかが必要です。

・マイナンバーカード



・住民基本台帳カード

